

奈良県産業会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十一号

奈良県産業会館条例の一部を改正する条例

奈良県産業会館条例（平成二十二年三月奈良県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表の一の2の表会議室の部中

| 2 | | 3 | |
|-----|-----|-----|-----|
| 〇〇円 | 二、五 | 〇〇円 | 二、五 |
| 〇〇円 | 二、五 | 〇〇円 | 二、五 |
| 〇〇円 | 五、〇 | 〇〇円 | 五、〇 |
| 〇〇円 | 三、〇 | 〇〇円 | 三、〇 |
| 〇〇円 | 五、五 | 〇〇円 | 五、五 |

| | | | |
|-----|-----|-----|-----|
| 〇〇円 | 八、〇 | 〇〇円 | 八、〇 |
|-----|-----|-----|-----|

を

| |
|---------|
| 2 |
| 〇〇円 二、五 |
| 〇〇円 二、五 |
| 〇〇円 五、〇 |
| 〇〇円 三、〇 |
| 〇〇円 五、五 |
| 〇〇円 八、〇 |

に改

める。

附 則

この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。